

付録 F：JOHNS HOPKINS オールチルドレンズ病院の財政援助規定

I. 目的

この付録の目的は、ジョンズ・ホプキンス・オールチルドレンズ病院に適用される追加規定を明記することです。

Johns Hopkins オールチルドレンズ病院の財政援助規定

1. この方針の下で提供されるサービスは、判定時点で有効な連邦貧困レベル（FPL）を基準として、経済的必要性に応じて患者に提供されます。世帯家族が流動資産を 10,000 ドルを超えて所有していない患者で、次の条件に該当する場合：
 - a. FPL の 200% 以下である場合、総請求額の 100% 割引を受ける資格があります。
 - b. FPL の 201% から 300% に該当する場合、総請求額の 85% 割引を受ける資格があります。
 - c. FPL の 301% から 400% の場合、総請求額の 70% 割引を受ける資格があります。

B ジョンズ・ホプキンス・オール・チルドレンズ・ホスピタルで一般的に請求される金額

1. 患者がプロバイダーヘルスケアシステムによって経済的支援の対象と認定された場合、その患者には、連邦法で義務付けられているように、保険でカバーされる緊急またはその他の医療上必要なケアについて、一般的に請求される金額（AGB）を超える料金は請求されません。
2. AGB は、プロバイダーヘルスケアシステムで「遡及法」を使用して算出されます。
3. AGB の計算方法は以下の通りです：
 - a. AGB は、指定された 12 ヶ月間の期間において、メディケアの従量制料金とすべての民間健康保険者によって支払われた緊急および医療上必要なケアの過去の請求を確認し、共済金、コペイメント、および控除額を含めて計算されます。
 - b. 経済的支援対象となる個人に提供された緊急および医療上必要なケアの AGB（一般的に請求される金額）は、そのケアの総請求額に 1 つ以上の AGB パーセンテージを掛けることによって決定されます。
 - c. AGB パーセンテージは、毎年、各プロバイダーヘルスケアシステムの法人ごとに計算され、メディケアの従量制料金および民間保険者によって支払われた特定の請求の合計を、その請求に関連する総請求額で割ることによって算出されます。
4. AGB パーセンテージは、病院施設が AGB パーセンテージの計算に使用した 12 ヶ月の暦年期間の終了から 120 日以内に適用されます。
5. プロバイダーヘルスケアシステムは、この方針に基づいて経済的支援の対象となる個人から、総請求額の請求や支払いを期待することはありません。